



Title	財務諸表監査における責任分担の構造:米国SAS第82号が監査人に与える影響
Author(s)	檜山, 純
Citation	経済學研究, 49(1), 63-80
Issue Date	1999-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32159
Type	bulletin (article)
File Information	49(1)_P63-80.pdf



[Instructions for use](#)

財務諸表監査における責任分担の構造

—米国SAS第82号が監査人に与える影響—

檜 山 純*

1. 問題の所在

米国では、企業不正や不祥事、倒産が生じるときに当該企業の財務諸表監査を実施した公認会計士の責任が問われてきた。かかる公認会計士（以後監査人と呼ぶ）¹⁾への訴訟負担はとどまるところを知らず、その現状は「期待ギャップ」という一言で片づけられてきた。期待ギャップとは、一般に、監査人が行うべきと期待される役割と監査人が実際に従事している職務との乖離のことを指す。これは、1970年代に米国で組織された監査人の責任委員会(The Commission on Auditors' Responsibilities)、通称コーエン委員会によって公式に認識された。以後、米国公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants: 以下AICPA)は、期待ギャップに対処するために調査や研究を続け、監査基準審議会(Auditing Standards Board: 以下ASB)は新しい監査基準書(Statements on Auditing Standards: 以下SAS)を公表して期待ギャップ解消に努めてきた。

しかし、財務諸表監査を財務報告過程の枠組みで考えた場合、財務諸表監査に対して利用者から生じる期待をそのまま監査人に対する期待であるとするのは妥当ではない。かかる期待

は監査人の職務に関して表面化しているにすぎないからである。利用者の真の期待は信頼できる適正な財務報告の実現にある。そのため、利用者は、監査対象たる財務諸表本体の適正性、信頼性を期待することになる。ここで財務諸表を作成するのは経営者であるから、適正な財務諸表の作成に関する期待は経営者に向けられるべきである。しかし、一般に大衆が監査人に向ける期待の中には、経営者に向けられるはずの適正な財務諸表に対する期待が含まれているように見受けられる。

このように考えると、財務諸表監査のもとで生じる期待ギャップは、理論的には、大きく2種類に分類でき、さらにそれぞれ2種類に分類できる。すなわち大きく分類すれば、それは「財務諸表」に対する期待ギャップと「監査」に対する期待ギャップに分けられ、さらに、それらは各々、実務に関連するものと制度のあり方そのものに関するものに分類できるのである。各々の関係者が実務を改善することによって解消されるものと、実務の改善では解消されない制度的な欠陥に起因するものとに区別して期待ギャップを議論する必要があることを考えれば、このような分類は重要である。したがって、本稿では期待ギャップを以上のように、財務諸表の作成実務に対するもの、財務諸表作成のあり方に対するもの、財務諸表の監査実務に対するもの、財務諸表監査のあり方に対するものの4種類に分類して考察する。

このような分類によれば、期待ギャップは、利用者と監査人の間にのみ存在しているわけで

*) 日本学術振興会特別研究員

1) 以後、本稿において監査人とは、財務諸表監査業務に従事している者をいう。環境監査、特殊な不正監査契約などに従事している公認会計士は対象としていない。

はないことがわかる。たとえば、経営者の中には監査人に対して財務諸表作成にさらなる関与を期待する者もあり、監査人と被監査側との間にも期待ギャップが存在しているのである。確かに、監査の実施は作成者に何らかの影響を与える。そして、経営者や財務諸表の作成担当者に助言を行うことによって監査人が適正な方向へと導くこともある。しかし、監査を行うことと適正な財務諸表を作成することは同義ではない。また、監査を受ければ直ちにいかなる財務諸表でも適正になるというわけでもない。無限定適正意見は、あくまでも適正に作成された財務諸表に対して適正に表示されているという保証を与えているにすぎないのである。監査人が財務諸表を作成するならばそれは自己監査となってしまう、独立第三者としての社会的信頼を裏切ることにもつながろう。

期待ギャップ解消の試みは、財務諸表の作成側と監査側の双方からなされる必要がある。しかし、財務諸表の作成、監査の双方に向けられる合理的な期待がすべて満たされたとしても、財務諸表監査制度における期待ギャップが完全に解消されることはない。財務諸表監査への不合理で過剰な期待が残るからである²⁾。

財務諸表監査における責任の構造は、財務諸表の作成、監査、利用に関わる三者の責任から成り立つと考えられる。これらはそれぞれ第一義的には、経営者、監査人、利用者が有する責任である。これら三者の責任が、他者に転嫁することなく応分に分担されるならば、財務諸表監査制度のもとの財務報告過程は適正かつ有効に機能するはずである。

しかし、実際には三者の責任のいずれも完全に果たされているとはいえない。監査人は期待ギャップに応える形でその責任を変容させてきたが、このうち、現在監査人が分担すべき責任、

あるいはまた他者が分担すべき責任を明確化する必要がある。財務諸表監査制度がより適正かつ有効に機能するように監査人の社会的責任を検討するには、まず、期待ギャップの分析とその対策の理論的な再検討が必要である。

本稿においては、財務諸表監査業務に従事する監査人の責任の再検討を目的としているため、前述の4種の期待ギャップのうち、監査に向かっているものに関する米国における解消の試みについて考察する。

2. 財務諸表監査の生成—財務諸表監査に対する期待の分析—

監査の起源は遠くローマ時代にまでさかのぼるが、会計監査がもっとも早くあらわれたのは英国であり、14世紀から16世紀にかけて発展してきた³⁾。当時の監査は、会計的責任を負っている人々の誠実性について調べることを目的としていた。すなわち会計上の責任を正直に遂行しているか否かを調べる目的で監査を行っていたのであり、原則として財産の正味所有高や財政状態の調査は要求されなかった。その後、継続的な企業の出現とともに、受託責務の遂行状況に代わり、財産計算や損益計算といった会計問題が登場することになったのである。米国においては、渡米した英国会計士による従業員の誤謬や不正をみる精細監査からはじまり、そして信用供与者に対して企業の債務弁済能力、すなわち担保価値たる財産の状態を表す貸借対照表監査に移った。これが現在の財務諸表監査の形になったのは、20世紀になってからのことである。

1929年、米国会計士協会(American Institute of Accountants: 以下AIA)が公表した『財務諸表の検証』(AIA[1929])は、貸借対照表監査を中心とした監査から期間損益計算を主眼とし

2) 過剰な期待の例としては、後述しているが、監査報告書を企業の「健康診断書」や「投資適格証明書」と同一視したり、投資ミスのような自己責任を転嫁するものがあげられる。

3) ここでは、Littleton[1933], Chapter 18: 訳書, 第18章を参考している。

た損益計算書を含む財務諸表監査への転換を促した。『財務諸表の検証』では、「内部牽制の有効性を確かめるために会計組織を監査」し、「監査人が内部牽制を有効であると判断したときには試査で十分であろう」と記されている⁴⁾。それは、内部統制アプローチの導入であり、1980年代にリスク・アプローチが導入されるまで監査実務の根幹をなすものであった⁵⁾。

財務諸表監査が法定監査として成立したのは、1933年証券法ならびに1934年証券取引法の制定による。その契機は、1929年10月の米国株式恐慌であった。莫大な損失を被った投資家達は証券取引所の責任を追及し、かつ社会の批判は財務諸表の作成実務と報告に向けられた。当時の大統領F・ルーズベルトは、「買い手をして警戒せしめよ」(*caveat emptor*)に加えて「売り手にも注意せしめよ」(*let the seller also beware*)というメッセージを送り、売り手に事実を告げる義務を課した⁶⁾。そして、法定監査としての財務諸表監査を成立させたのである。ここでの監査人の職務は、財務諸表全体が企業の財政状態および経営成績を適正に表示されたものであるといえるか否かについて、監査意見を表明することである。以後現在まで、財務諸表監査における監査人の第一の職務は、監査意見の表明とされている。

財務諸表監査の場合、いうまでもなくその監査対象は財務諸表である。財務諸表は株主、一般投資家、大衆の三者に対して機能する。すなわち、まず株主に対しては、受託者責任遂行の会計上の顛末報告書の役割を果たすことになる。株式会社の場合、企業の経営者は、受託者(*steward*)としての責任を解除されるために、株主に対して受託財産の保全・運用に関わる顛末報告を行わなければならない。財産の保全・運用は日々帳簿に記入されており、この帳簿から作

成されるものこそが財務諸表である。そして、この財務諸表は、現在株主を含む一般投資家の意思決定にも利用されることになる。さらに、企業は、社会から経済的資源を委託されているため、社会的受託に関わる顛末報告も必要となり、その中の会計上の報告を財務諸表で代用することになる。ここでの顛末報告では、社会的資源の保全・運用についての情報を一般に開示しなければならず、したがって財務諸表を中心とした財務報告が社会に対して必要となるのである。

監査対象が定まった後には、監査の主題が必要となる。監査の主題とは、監査人の意見が求められている立証の対象のことをいう⁷⁾。財務諸表が、受託者責任を解除されるための経営者の受託状況に関する顛末報告書として監査されるならば、主題は経営者の行為や判断の適否に及ぶことになる。しかし、投資意思決定に有用なものとして財務諸表が監査されるならば、監査の主題は経営状況や結果を表す経営者の立言(言明や陳述)の適否、すなわち財務諸表中に表示された情報の適否に関して意見表明を行えば足りることになる。したがって、監査の主題の相違から、理論的には前者を実態監査、後者を情報監査としてその監査態様を2分することができる⁸⁾。

実態監査とは、表現された情報の背後にある行為の内容・根拠、かかる行為が行われた状況などを調べることによって当該行為が妥当なものであるか、法令ほか各種規範に準拠したものであるか、かかる行為が効率的になされていたか否かについて意見表明を行うことを目的とした監査である。また、情報監査とは、立言の内容・根拠を証拠づけることによって当該立言が信頼できるものであるか、あるいは妥当であるか否かについて意見を表明することを目的とす

4) AIA[1929], p.1.

5) 当時の内部統制や内部牽制については、以下を参照されたい。(小西[1996], 10-27頁)

6) DeBedts[1964], p.33.

7) 鳥羽[1995], 48頁。

8) 以下、本稿における「実態監査」と「情報監査」についての定義は、鳥羽[1995], 46-51頁によっている。

る監査の態様である。端的に言えば、前者が「行為」の監査であるのに対し、後者は事象についての「表現」の監査である。このように同じく財務諸表を監査対象にしても主題が異なるのであり、したがって監査の態様も異なってくるのである。

期待ギャップは、これら2つの態様の監査に関して、利用者と監査人の考える主題が異なっていることに一因がある。そもそも監査のはじまりは、受託者の誠実性を判断するための受託行為の監査であるから、これは実態監査であったといえる。しかし、財務諸表監査においては、財務諸表を経営者の立言とみなし、これに対して意見表明を行う情報監査の側面が前面に出される。それは、財務諸表の利用目的の拡大、すなわち株主に対する顛末報告書から投資家の意思決定に有用な財務報告への拡大に符合したものであった⁹⁾。財務諸表監査において、監査人は意思決定有用性目的にあわせる形で情報監査を行った。これに対し、財務諸表利用者は実態監査の併用を要求し続けた。特にその要求は、経営者不正の摘発にあらわれている。

情報監査のもとでは、財務諸表の適正性、財務諸表中の虚偽記載に関する判断に重点が置かれる。すなわち意見表明の際、監査人が問題とするものは、不正によってもたらされる虚偽記載の有無であって、虚偽記載の原因となった不正そのものの有無ではない。その意味では、たとえ意思決定に重要な影響を及ぼすほどの不正や違法行為が存在していたとしても、それが会計的に正しく認識・測定され、正しい会計数値で報告されているならば、事後において監査人の責任が問われることはない。

宛先が株主であるか社会であるかにかかわらず、受託者責任を解除されるための監査済財務諸表は、財務諸表と監査報告書が一体となって

公表される。そして、意思決定に用いられる目的の財務諸表もまた、監査報告書による信頼性を付与されて公表されることになる。いずれの報告も独立第三者としての監査人の報告書がなければ不完全である。したがって、いずれのアプローチを採ったとしても、監査の態様こそ異なれ、財務諸表監査においては財務諸表と監査は不可分といえる。その意味で、顛末報告から意思決定支援へ財務諸表の目的が拡張したのだから、監査が立言の「表現」についての意見表明、すなわち情報監査へと移行するのも自然の成り行きといえる。その場合、実態監査と併用するには莫大なコストがかかるうえ、さらに人間の行為を判断する際の基準も必要である。結果として監査人は情報監査を行うこととなったが、それでは実態監査としての役割は誰が担うのであろうか。そして情報監査のもとでの監査への2つの期待ギャップはいかなるものであったのだろうか。

3. 情報監査の過程—監査人による期待ギャップ縮小の試み—

3.1 コーエン委員会報告書

最初に監査人に対する期待が具体的に発現したといえるのは、マッケソン・ロビンズ会社事件であろう¹⁰⁾。1936年、AIAは『独立公会計士による財務諸表の監査』(AIA[1936])を公表したが、その中で監査が不正や誤謬の摘発を目的としていないことを主張している¹¹⁾。しかし、

10) この事件は、法定監査がはじまって以来の大掛かりな不正事件であり、米国財務諸表監査の展開を説明する上で、多くの文献によって紹介、検討されている。たとえば、以下を参照されたい。(DeMond [1951], Chapter XIV)

11) AIA[1936], par.10では、以下のような表現で説明されている。

「ここに示されている手続は、必ずしも着服を明らかにするものではないし、取引記録や諸勘定の操作によって隠されている資産のすべての過小表示を明らかにするものでもない。」

9) このような目的拡大の契機となったものとしては、アメリカ会計学会の基礎的会計概念作成委員会による報告書(AAA[1966])が有名である。

1938年12月にマッケソン・ロビンス会社事件が発覚すると、このような監査人の考え方や当時の監査手続が不十分であることが判明した。社会的に信用ある大手監査法人、プライス・ウォーターハウスが監査していたにもかかわらず不正を見抜けなかったことは社会的に大問題となり、大衆の監査実務への不信感を煽った。これは、本稿でいうところの監査実務の不備に対する期待ギャップと分類できる。

1940年、米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission : 以下 SEC)はマッケソン・ロビンス会社事件の公聴会に対する報告書として、会計連続通牒 (Accounting Series Release : 以下 ASR) 第19号を公表した。この報告書においては、SECが調査した結果、プライス・ウォーターハウスは当時の一般に認められた監査基準 (generally accepted auditing standards : 以下 GAAS) に準拠していたとみなされた。すなわち、公的には監査人に特別の過失はないと認められたのである。しかし、GAASに準拠していたとはいえ、職業専門家としての懐疑心を働かせず、棚卸の立会もせず不正によって歪められた財務諸表に無限定適正意見が表明された。監査人は共謀によるか否かにかかわらず、不正から引き起こされる資産および利益の巨額な過大表示を発見しなければならぬというのがSECの見解である。不正摘発を監査の第一義的な目的と考えるこのようなSECの立場は、現在まで一貫したものである。

監査人の責任を考えると、不正摘発を目的としているか否かが問われることは必須である。SEC、マスコミ、そして大衆は明らかに監査人に不正摘発を要求している。しかし、監査人は、意見表明こそが職務であるとし、不正摘発を第一義的な目的とは考えなかった。故に、1960年代前半までは、「GAASに準拠した」というこ

とが監査人の防衛手段であった。当時の監査人は、一般に認められた会計原則 (generally accepted accounting principles : 以下 GAAP) に準拠して作成された財務諸表を GAAS に準拠して監査してさえいれば、たとえ不正が事後的に発見されても責任はないと考えていたのである。ところが、そのような監査人の考えは、1960年代後半から、特に1970年代に入って急増した監査人に対する訴訟によって、次々と否定されていった¹²⁾。そこで組織されたものが、コーエン委員会なのである。

1977年3月、コーエン委員会は中間報告書 (The Commission on Auditors' Responsibilities [1977]) を公表し、独立した監査人が考慮すべき不正の見解を示した。そこでは、経営者ならびに従業員による資産の横領の他、経営者による不正の場合には、業績をよくみせかけるための「企業業績の不正」にも関心を払うように述べている。すなわち、監査人に対し、架空取引、特別利害関係者間の不正取引、会計処理や手続の意図的な誤用を通じてなされる財務諸表上の虚偽記載に重大な関心を払うよう勧告した¹³⁾。そして1978年、コーエン委員会は公聴会やコメント・レターの結果を再検討し、最終勧告 (The Commission on Auditors' Responsibilities [1978]) を行った。コーエン委員会は「期待ギャップ」という言葉で財務諸表利用者と監査人との間の監査の役割に関する意識の乖離を説明した。そこでは財務諸表利用者が監査人に不正摘発を期待していることを認め、監査人にかかる責任が検討された。そして、財務諸表を「企業の状況と業績に関する会計責任報告書 (accountability reports on the status and per-

なお、この文面は、『財務諸表の検証』をそのまま採用したものである。(cf. AIA [1929], p.1)

12) 企業不正を摘発できずに社会的問題となった例としては、エクイティ・ファンディング会社事件が有名である。この事件では、財務諸表監査における経営者不正の摘発に失敗した監査人に対し、実刑判決が下されている。

13) The Commission on Auditors' Responsibilities [1977], pp.32-33.

formance of an entity)』¹⁴⁾と位置づけ、監査の社会的機能との関連で監査人の責任を検討した。ここでは社会の期待を以下のように述べている。

「財務諸表利用者は、監査人が企業活動を掌握するとともに経営者を監視し、かつ、財務諸表における開示の質と範囲の改善に積極的な役割を果たすことを期待している。

しかし、財務諸表利用者は、これらすべての領域において、彼らが現在監査人から享受しているもの以上のものを期待しているように思われる。

多くの監査人は不正の発見を監査目的としては副次的なものとして位置づけようとしてきた。これに対して、もっとも見識のある財務諸表利用者を含む社会すべての構成員は、不正の発見を監査の必要かつ重要な目的であると考えているように思われる。財務諸表利用者は、監査人が経営者によって行われる可能性のある不正や違法行為の双方に関心を払うことを求めている。彼らが監査人に期待していることは、監査人が株主の利益を守ることと、その際監査人が経営者から独立していることである。¹⁵⁾

このように、コーエン委員会は、会計責任の立場から財務諸表監査を位置づけ、監査の社会的機能を不正の発見と認識した。そして、大衆が摘発を期待している不正を、会計上の不正にとどまらず、違法行為も含めて捉えた。そのため、経営者不正の摘発を目的としていない当時の監査に対して、社会的機能を識別していないと結論づけたのである。

ここで、コーエン委員会は基本的に受託関係の中で監査を検討していることに留意しなければならない。最終勧告は、監査が、財務諸表が不正による重大な影響を受けていないという合

理的な保証とともに、企業資産に対する経営者のアカウンタビリティの適切な遂行についての合理的な保証を与えるものであると示している。つまり、財務諸表中に重要な誤謬や不正が存在しないことを立証するだけでなく、経営者の誠実性そのものが示される経営実態、経営者の行為をも監査の対象とする立場をとったのである。すなわち、コーエン委員会の最終勧告は実態監査の要求であったといえる。

米国では、財務諸表監査が成立して以来、監査人、そしてAIA/AICPAは、いかに不正摘発責任を減免するかを試みてきたように思われる。有効な内部統制によって発見可能な従業員による不正はともかく、監査人にとって発見困難とされる経営者による不正や共謀による不正については特にその傾向が強かった。GAASへの準拠だけでは訴訟上何の防衛策にもなくなり、敗訴による賠償負担が身に降りかかってはじめて、監査人は不正、特に経営者不正の摘発に向けられた期待に全面的に対処せざるを得なくなったのである。このような訴訟負担は、1960年代までは表面化しなかったものであり、監査へ向けられる期待も変貌した。すなわち1960年代までは監査人の実務の充実を期待していたのに対し、1970年代以降は監査のあり方そのもの、監査目的の根幹に関わる期待へと変貌したのである。

1977年に監査基準執行委員会(Auditing Standards Executive Committee)から公表されたSAS第16号は、はじめてSASに虚偽記載を探すために監査を計画することが監査人の責任であると記載した。しかし、依然として経営者の誠実性に立脚した監査を考慮しており、受託者責任との関連から財務諸表監査における監査人の役割を検討したコーエン委員会の勧告を十分に反映しているとは言い難いものであった。

3.2 トレッドウェイ委員会報告書

コーエン委員会の報告はその後のSASに影響を与えたが、かかるSASの設定主体となっ

14) The Commission on Auditors' Responsibilities [1978], p.5: 訳書, 8頁。

15) *Ibid.*, pp. 1-2: 訳書, 2-3頁。

た ASB の認識は同一ではなく、期待ギャップはその後も拡大を続けた。それどころか、利用者からの過剰ともいえる不合理な期待が表面化しはじめた。すなわち財務諸表監査の枠組みを超えて、監査の如何にかかわらず自らの投資の失敗による自己責任を監査人に転嫁しはじめたのである。投資家の多くは倒産による「事業の失敗」と監査人が誤った意見表明を行う「監査の失敗」を同一視した。そして、無限定適正意見があたかも企業の健康証明書としての機能を持ち、その健全性を表しているかのような錯覚を起こしたのである¹⁶⁾。そして、企業不正や違法行為が大々的に報道されると、それらを摘発し、報告することができなかった監査人の責任を問うた。それだけではなく、財務諸表作成者である企業の側までが、作成・監督に関わる財務諸表作成過程に監査人がより関与するよう期待しはじめたのである。かかる期待ギャップと企業からの要望がきっかけとなり、1980年代には通称ディンゲル委員会とトレッドウェイ委員会の2つの委員会が組織された¹⁷⁾。このうち本稿においては、コーエン委員会と対照させるために、AICPAが発起人の一部となったトレッドウェイ委員会について検討を行う。

トレッドウェイ委員会設置の主要な目的は以下の3点に集約される。すなわち不正な財務報告が財務報告の信頼性をどの程度損なうことに

なるのかを検討すること、監査人の不正摘発に関する役割を検討すること、不正な財務報告を助長し、あるいはその迅速な発見を妨げる企業構造の特徴を明らかにすることである¹⁸⁾。同委員会では、不正な財務報告を「作為によるものないし不作為によるものにかかわらず、重要な誤導を与える財務諸表を招く故意もしくは重大な不注意による行為である」¹⁹⁾と定義した。ここでは、不正な財務報告を単に会計上の不正として位置づけているのではなく、社会の信頼性の喪失に対して重大な影響を与える可能性のあるものとして重要視している。

トレッドウェイ委員会は、不正な財務報告を扱う点では基本的にコーエン委員会の立場を引き継いでいるといえる。しかし、コーエン委員会報告書の勧告が会計専門職に向けられたものであるのに対し、トレッドウェイ委員会報告書の勧告は企業の財務報告過程に関わりを持つ各関係者、すなわち株式公開企業、会計専門職、規制監督官庁、そして教育機関に対して等しく向けられている点が大きく異なっている。中でも、同委員会は、勧告にあたり、まず株式公開企業から行った。それは、株式公開企業が財務諸表作成に対して第一義的で最終的な責任を負っていると考えたからである。そして、不正な財務報告を減少することのできるもっとも大きな可能性を企業が有していることを明記した²⁰⁾。

16) コーエン委員会の最終勧告では、社会の構成員の中で監査人の役割について誤った印象を持っている者の例を以下のように述べている。

「財務諸表利用者の中には、監査人が表明する『無限定』意見は企業の財政状態が健全であることを当然に意味するものである、と信じているものもある。ある投資家は、監査人は財務諸表に対する意見の表明だけではなく、投資家が企業に投資すべきであるか否かの判断ができるような形で財務諸表についての説明を行うべきである、と考えている。」(Ibid., p.2: 訳書, 3頁。)

17) ディンゲル委員会とは、ミシガン州の下院議員ジョン・ディンゲルを委員長とする下院エネルギーおよび通商委員会(House Energy and Commerce Committee)のことをいう。この中の監視および調査

委員会(House Subcommittee on Oversight and Investigations)では、財務開示過程の適切性についての聴聞会を開いている。ここでは多くの著名な企業の倒産に焦点を当てており、これらの倒産において監査人が果たした(あるいは果たせなかった)役割と、不正の摘発・報告に関する監査人の責任を主題に検討を行っている。

また、トレッドウェイ委員会の正式名称は、不正な財務報告全米委員会(The National Commission on Fraudulent Financial Reporting)という。

18) The National Commission on Fraudulent Financial Reporting[1987], p.2: 訳書, xii頁。

19) Ibid., p.1: 訳書, x頁。

20) Ibid., p.31: 訳書, 23頁。

また、同報告書は、不正の防止・抑制のための企業の統制環境整備の重要性を説く一方で、監査人に対して不正発見についてより積極的に明確な役割を果たすよう様々な勧告を行った²¹⁾。それは、監査には、不正な財務報告の摘発効果の他、予防効果と抑止効果も有していると考えたためである。

3. 3 SAS第53号

トレッドウェイ委員会は株式公開企業を念頭に勧告したが、ASBはすべての企業を対象にして、1985年から期待ギャップ縮小のための基準の検討に取りかかった。すなわち不正の摘発にかかわる監査人の責任、標準監査報告書の文面改訂、分析手続の採用や継続企業に関する評価責任などについての検討である²²⁾。その結果、ASBは期待ギャップ対策として、「期待ギャップ基準書」と呼ばれる第53号から第61号までの一連のSASを公表した。

米国における大衆の監査人への期待は、単に財務諸表上の情報の適否を監査するだけでなく、従来の財務諸表の枠組みを超えて被監査企業の実態をふまえた監査を実施するよう要求していた。それに対して、ASBは内部統制の評価と伝達(第55号および第60号)、継続企業の問題(第59号)などについて、監査人の責任を拡大したのである。

以下、ここでは、誤謬および不正の摘発と報告について扱ったSAS第53号「誤謬および不正の摘発と報告に関する監査人の責任」(The Auditor's Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities)について検討する。第53号では次のように監査人の責任を規定している。

「監査人は、誤謬や不正を原因とする財務諸表中の虚偽記載のリスクを評価しなければならない。

この評価に基づき、監査人は、財務諸表に対して重大な誤謬や不正が摘発されたという合理的な保証を与えるための監査を立案しなければならない。」²³⁾

SAS第16号は、監査人に対して具体的な実務指針を示すものではなかったが、第53号では、かかる責任の認識のもとで、より具体的な実務指針を提供している。第16号は経営者の誠実性に立脚していたが、第53号ではこのような前提を放棄した。そして、監査の開始時に、経営者による虚偽記載の可能性について検討を加え、そのうえで監査過程においても再びその可能性を検討することとした。これは経営者不正に関する期待ギャップ解消を意図して記載されたものと考えられるが、監査計画の段階で事前に評価を行う必要性を強化したことに注目すべきであろう。試査のもとではすべての領域を精査することはできないため、危険領域に重点を置かざるをえない。伝統的内部統制アプローチを放棄し、リスク・アプローチを導入して監査手続を拡張することによって、誤謬・不正の摘発期待に応えようとしたのである。

これまで副次的目的としか扱われなかった不正の摘発問題は、SAS第53号によって第一義的な様相を帯びた。財務諸表に重要な影響を与える虚偽記載の摘発がなされたという合理的な保証を与えた上で意見表明を行うことになったのである。

しかし、このことがただちに実態監査につながるわけではないことに留意しなければならない。SAS第53号は、「誤謬および不正の摘発と報告に関する監査人の責任」を規定したものであるが、その内容は、虚偽記載摘発のためのものである。第53号は、従来の曖昧な表現を改め、明確に不正摘発に関する規定を盛り込んだことで、期待ギャップ解消のためにその役割をふまえたものとして評価できる。しかし、不正の摘

21) 詳細は同上書の第3章を参照されたい。

22) Elliot and Jacobson[1987], pp.20-23.

23) AICPA, ASB, SAS No.53, par.05.

発そのものを監査の主題としていないうえに、経営者や経営状況の適否の判断を要求していない以上、会計上の「表現」の監査にとどまっているといえる。したがって、その態様は依然情報監査であると考えられる。

トレッドウェイ委員会による勧告は、公開企業、会計士、SECなどの規制環境と法の執行環境、教育についてなされている。それは勧告された各専門家がその役割を応分に果たすことを期待した「責任分担の勧告」であった。その結果、監査人は期待に応えるよう新しい監査手続を導入して実務を改善したが、財務諸表監査における監査人の職務が当該財務諸表の適正性についての意見表明であるとする大枠は何ら変化していない。監査対象である財務諸表の目的の拡大と監査基準の整備に伴って情報監査がもたらされたが、そのかわりに放棄された実態監査としての側面は、その他の協力に期待したのである。それが、トレッドウェイ委員会の指向した責任分担であると解釈できる。ここでは監査人が情報監査を行い、実態監査としての役割を取締役会あるいは監査委員会へと移行させることによって、財務諸表のさまざまな利用者の期待に対処しようとしたのである。

トレッドウェイ委員会が勧告したところの応分の責任分担がなされたならば、期待ギャップは縮小されるはずであった。しかし、実際には、1990年代に入り、さらに拡大されている。その理由のひとつは、監査人側にしか、勧告への対処が試みられなかったからである。すなわち、監査人は新しいSASを公表し、リスク・アプローチを導入する形で答えたのに対し、その他の関係者は特に対応を行わなかったのである。それどころか、第一義的に不正な財務報告作成に関する責任を負うべき経営者自身からもたらされる不正は、結果としてなくならなかった。

監査人が適切に監査を行っている場合、情報自体の不備、すなわち財務諸表中に存在している虚偽記載ならば摘発可能である。しかし、財務諸表中に表されない誤導される材料を発見す

ることは監査人の職務ではない。にもかかわらず、大衆は監査人にその役割までを担わせようとした。

監査人は自己の監査責任とはほとんど無関係に、財務諸表における虚偽に関して最初に非難される傾向がある。そして、作成責任と監査責任を混同した財務諸表利用者から、過失や怠慢の有無にかかわらず責任を問われることになる。企業を監視する存在を監査人に求め、利用に関わる自己責任を転嫁した利用者は、自らの損失を取り戻すために提訴した。監査実務の適否に関わらず、金の取れる相手(deep pocket)として監査人を訴えだしたのである²⁴⁾。SASで限定した責任は裁判で認められず、監査人は敗訴し続けた。マッケソン・ロビンス会社事件のように、財務諸表監査の導入初期には監査実務への期待ギャップが現れていたが、1990年代には、監査のあり方そのものへの期待ギャップが顕著になった。リスク・アプローチの導入による実務の改善では追いつかない期待ギャップの拡大である。それには監査のあり方そのものへの期待ギャップを解消する必要があった。そこで、ASBは再び基準書の改訂に乗り出すこととなったのである。

4. SAS第82号とその影響

1993年、AICPAのSEC業務部会内の公共監視審査会(Public Oversight Board:以下POB)は特別報告書(AICPA, Public Oversight Board [1993])を公表し、監査人による経営者不正についての可能性の検討・評価に関する追加指針の公表要求、および経営者が違法行為を犯している疑いがある場合の報告についての勧告を行った²⁵⁾。その結果、SAS第53号の不十分さが明らかになり、財務諸表上の不正を単独で扱う基準書の公表が重要であると結論づけられ

24) Lochner [1992], p.A10.

25) AICPA, Public Oversight Board [1993], p.43.

た²⁶⁾。それを受けて、1997年2月、ASBは、SAS第53号を全面改訂してSAS第82号「財務諸表監査における不正の検討」(Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit)を公表した。

ここでSAS第82号を概観しておこう。まず、構成であるが、序文では、意図的な不正の摘発に関する監査人の責任および不正の防止と摘発に関する経営者の責任について述べている。その後の内容は6つに分類できる。すなわち、監査上の不正の記述と特質、不正による重要な虚偽記載のリスクを評価する際のリスク要因の検討、評価結果に対する監査人の対応、試査の結果の評価、監査人のリスク評価と対応に関する文書化、経営者、監査委員会、その他に対する不正についての伝達である。また、本文以外にも、付録(Appendix)AでSAS第1号(Professional Standards, Vol.1, AU Sec.110)における「独立監査人の責任と職能」を、付録Bで「業務の執行における正当な注意」を、そして、付録CではSAS第47号「監査を実施する場合における監査上のリスクと重要性」(Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit)の「監査リスク」と「重要性」について各々改訂している。

次に、このような構成からなるSAS第82号が、財務諸表監査における監査人の責任に対していかなる影響を与えるのかについての検討を行おう。第82号は冒頭で、不正に関する監査人の責任と機能を次のように規定している。

「監査人は、財務諸表に誤謬や不正による重要な虚偽記載が存在していないかどうかについての合理的な保証を得るために監査を計画し、実施する責任を負う。監査証拠の性質と不正の特質により、監査人は、重要な虚偽記載が摘発されているという合理的な保証を得ることができるが、絶対的な保証までは得られない。監査人には、財務諸

表における重要ではない誤謬や不正による虚偽記載の摘発について合理的な保証を得るために監査を計画し、実施する責任はない。」²⁷⁾

この規定によれば、監査人はすべての不正を考慮する必要はないことになり、財務諸表における意思決定に重大な影響を与えるもののみを検討対象とすることになる。従前同様、「重要性」と「合理的な保証」の基本概念を鍵にした枠組みの中で規定されていることから、第53号と比較した場合に監査人の責任自体が増したわけではないという指摘もある²⁸⁾。しかし、SAS第82号ではかかる責任を一般基準に含めており、不正による重要な虚偽記載を摘発するための監査責任が明確に規定されていることから、第53号と比べてAICPAのより積極的な態度を評価できる²⁹⁾。

その態度は特に、不正の捉えかたに表れている。当時の監査人と大衆の間の期待ギャップは、不正摘発のほかに、不正概念それ自体のギャップとしても存在していた。一般に不正というとき、他者を誤導するために企てられた詐欺的な行為を含む³⁰⁾。第82号では監査上の不正を財務諸表中の重要な虚偽記載を生む行為に限定しているが、第53号で“irregularity”という婉曲的な表現を用いていた不正を、“fraud”というよ

27) AICPA, ASB, SAS No.82, par.1, Appendix A, par.2 (Amends Statement on Auditing Standards No.1, AICPA, Professional Standards, Vol.1, AU sec.110).

28) Mancino[1997], p.32.

29) Hall[1996], pp.85-88, 石田[1997], 3-4, 12頁。

なお、この基準書は名前の通り「不正の検討」に焦点がおかれている。したがって、誤謬に関する定義は付録Cのpar.6へ移行された。また、付録Aの脚註1にて、財務諸表に直接かつ重要な影響をもたらすような、第54号で定義されていた違法行為に関し、そのような違法行為から生じる虚偽記載を摘発するための監査人の責任を、誤謬や不正に関する場合と同様であると記載されている。

30) たとえば The Commission on Auditors' Responsibilities[1978], p.31: 訳書, 61頁を参照されたい。

26) Mancino[1997], p.32.

り強い用語であらわした³¹⁾。また、従来は別立てで記載されていた違法行為に関する基準を、脚註ではあるが同様の扱いとして包括している。これによって、監査人が扱う不正を会計上の不正に限定したとはいえ、広く一般の理解に沿った不正概念となったのである。

さて、虚偽記載の原因としては不正と誤謬が考えられるが、不正か誤謬かは意図的か否かで分類される。監査人がより慎重に対応すべきなのは前者、すなわち意図的に行われる不正である。SAS第82号では、かかる不正からもたらされる虚偽記載に関してより詳細な規定を行っている。ここでは、監査人が検討対象とする不正による虚偽記載を、不正な財務報告から生じるものと、資産の不正な流用から生じるものと2種類に区分して定義した。前者は、財務諸表利用者を誤導する目的でなされた財務諸表中の金額ないしは開示に関する意図的な虚偽記載や省略を指す。これらにはコーエン委員会で指摘された「企業業績の不正」が多くみられ、金額的にはさほど重要でない場合でも、経営者あるいは従業員の誠実性、統制環境の有効性に疑問がもたれることから、財務諸表に重大な影響を及ぼす危険性がある。第82号ではこの危険性を重視し、監査人に対して、不正によって財務諸表に重要な虚偽記載が存在するかもしれないリスクを評価し、監査計画時にかかる評価を検討しなければならないと規定した。

第82号では、監査人が検討するための指針として、不正な財務報告のリスク要因を3点列挙している。すなわち経営者の特質および統制環境に及ぼす影響に関連するリスク要因、業界の状況に関係するリスク要因、事業の特質および財務の安定性に関係するリスク要因である。また、資産の不正な流用から生じる虚偽記載のり

スク要因として、資産の不正な流用の可能性があるリスク要因と、統制手続に関するリスク要因の2種類をあげている。各々のリスクについて詳細な例示が列挙されており、不正リスク要因の検討の際には、個別的かつ総合的に専門家としての判断を行使することが要求されている。

SAS第82号では、これら5つのリスク要因によるリスク評価の結果に対して監査人が対応すべき総合的検討、勘定残高レベル、取引の分類、主張の各レベルでの検討についてと、不正な財務報告ならびに資産の不正な流用から生じる2種類の虚偽記載に関する特別な対応についての指針を与えている。不正リスク要因が存在する場合、監査人は追加手続を実施するなどの対応をとることになる。最終段階として、監査人は実施したすべての監査手続および認識した状況が、監査の計画段階で行った不正のリスクの評価を変更するか否かについて検討することになる。その結果、追加証拠の入手を行う、監査委員会に通知するなどの処置を行うこともある。監査人が不正あるいは違法行為を発見した場合、すぐに限定付適正意見あるいは不適正意見を表明するわけではない。まずは不正に関与している者よりも上位の階層に通知し、是正を要求することになる。経営者自身が関与しているか、財務諸表に重要な影響を及ぼすと判断した場合には、監査委員会に通知することになるが、それでも改善がみられなければ監査契約の破棄を考えることもある³²⁾。

以上がSAS第82号の概略である。第53号は、監査人に対して誤謬および不正(irregularity)の摘発と報告に関する実務指針を提供するものであったが、第82号はその題の通り、監査人が不正(fraud)を考慮するための指針を提供し

31) 前SAS第53号が“fraud”という強い表現を避けて“irregularity”を使用した経緯については、石田[1989], 286-266, 291頁が詳しい。

なお、同基準における不正と違法行為についての区別は、Carmichael[1988], p.41を参照されたい。

32) 監査契約の破棄により監査人を変更した場合の理由は、SEC Form 8-Kによって明らかにされる。なお、訴訟リスクを回避するため、1994年から1997年4月までの間に旧ビッグ6だけで275社の監査契約を降りている(*The Wall Street Journal*, Apr. 25, 1997, p.A2)。

ている。「摘発と報告」(detect and report)と「考慮」(consideration)との相違は、前者がリスク・アプローチに基づいた実務指針を指向しているのに対し、後者は監査人の評価、判断に重点をおいたものである。このことをもって、第82号が第53号よりも監査証拠の入手や摘発・報告実務を軽視していることを意味すると解釈するのは適当ではない。第82号は、監査人の評価と判断の要求により重点を置いたと考えるのが妥当な解釈であろう。

SAS第53号では、監査人は情報監査のみを行っていた。前述のように、情報監査とは、財務諸表中に表された経営者の立言を監査の主題におくものであり、意見表明はそこから限定された意味での保証である。すなわち、情報監査において保証されるのは、財務諸表が「企業の実態および受託責任の遂行状況を正しく表している」ことではなく、「GAAPに準拠して作成され、適正に表示されている」ことである³³⁾。かかる情報監査のもとでの基準は、直接会計資料や会計証拠に接することのできない利用者に代わって監査人が評価を下すためのものである。その評価こそが監査意見なのである。評価を下すためには指針となる基準書が必要であり、不正を判断する基準として、第82号が公表されたのである。

財務諸表監査が情報監査へ移行しても、企業不正や不祥事が発覚した際にまず非難されるのは監査人である。トレッドウェイ委員会の指向したマルチディメンショナル・アプローチとは、各自の応分の責任分担に重点を置いたものであった。そこでは監査人の他に、経営者、利用者の各々が財務諸表の作成、利用に関する各自の責任を十分に果たすことが必要条件とされる。かかる各自の責任が果たされた場合において、監

査人は自己防衛の手段を講ずることなく監査にかかわる職務を全うできるのである。しかし、現実には、財務諸表を巡る監査人以外の関係者は企業不正や不祥事に対する、あるいは利用に関する各自の責任を応分に負担していない。したがって、現在の監査人の過剰な訴訟負担を考慮すると、実態監査への期待がいかに存在しているも、監査人がその責任を限定しようとする目的で情報監査に特化する動きを非難することはできない。

さらに、監査人に対して経営そのものを監視するよう期待する者も存在しているが、財務報告過程全般で検討した場合、理論的には監査人が企業の経営者の経営判断を監視することは行うべきではないと考えられる。それは、取締役会や監査委員会、ひいては株主の責任においてなされるべきことであるからである。経営者の行為の監視を行い、その経営判断の監査を監査人に要求するのであれば、それは特殊な監査契約を結ぶべきである³⁴⁾。

財務諸表監査において、財務諸表を作成する会計とかかる財務諸表を対象とする監査は一体であるから、本来は、一方の責任が変化する際には他方にも影響を及ぼすものと考えられる。にもかかわらず、監査に対する期待ギャップの表面化により、監査人の責任とその対象範囲だけがより大きく拡張されてきた。SAS第82号も、期待ギャップ対策として、監査人が検討・評価する範囲を明らかに拡張している。

しかし、SAS第82号は、範囲の拡張と同時に、監査人の負うべき責任をあくまでも情報監査の枠組みの中に限定している。統制環境などのリスク要因の検討をもって、情報監査に加えて実態監査を行うことになったと解釈する利用者も存在するかもしれない。しかし、意見が求められている立証の対象である監査の主題がやはり

33) 財務諸表がGAAPに準拠して作成されているからといって、そのことによって直ちに適正に表示されているという十分条件になるわけではない。かかる見解はコンチネンタル・ヴェンディング・マシーン会社事件の判決が有名である。

34) コンサルティング・サービスや、アシュアランス・サービスの一環として別に不正監査人(fraud auditor)を雇うことになろう。

経営者の立言にある以上、その見解は否定せざるをえない。意見表明のために立証が求められているものと、意見が求められている立証とは、区別されるからである。第82号においてあたかも実態監査であるかのようにみえる検討や評価は、単に監査人の立証が求められたにすぎない。そのものが意見表明の対象として扱われていない以上、情報監査の枠からでていないと解釈するのが妥当であろう。

それでは、第82号の価値はどこに見いだすことができるのであろうか。それは、不正についての検討にある。監査人が情報監査へ特化した場合、実態監査のみがカバーする領域は免責される。その上で、問題は情報監査の方にある。従来の監査人は、不正摘発を第一義的な目的とせず、その従事に消極的であった。しかし、「財務諸表が適正に表示されている」ならば、「重要な虚偽記載がない」と解釈できる。この命題の対偶は「重要な虚偽記載がある」ならば「適正に表示されていない」である³⁵⁾。ここで、「財務諸表が適正に表示されている」ならば「重要な虚偽記載はない」という命題において、「重要な虚偽記載がない」ということは、情報監査を実施する上で必要条件である。「重要な虚偽記載がない」ということは、さらに「重大な不正によって歪められていない」ということを意味する。故に、意思決定に影響を与えるほどの重大な不正の存在についての検討は、適正（あるいは不適正）であるという意見表明を行う情報監査においても必然の問題であったのである。

したがって、実態監査であろうが情報監査であろうが、その形態にかかわらず監査人は重大な不正の摘発を行わなければならない³⁶⁾。従来

の監査人は不正摘発を副次的目的と位置づけてきたため、第一義的目的と考える財務諸表利用者との間にギャップを生じさせてきた。そのギャップは、利用者が経営者の誠実性の監査を要求した結果だけではなく、情報監査の実施において明らかに不備があったことに起因するのである。

SAS第82号における、不正リスク要因の検討や評価は、いままで対処されなかった不正の摘発部分を埋めるために公表されたものと考えられる。しかし、それは、情報監査の枠組みの中で行うことを前提とした基準である。不正の摘発という等しい監査目的をもっている、実態監査と情報監査においては、最終的な意見が求められているものが異なる。それが実態監査の領域で行われているならば、「重要性」の概念で不正が規定されることはない。また、実態監査として行われるのであれば、単に不正の有無が立証の対象となるだけではなく、不正そのものについての意見表明が求められるはずである。しかし、第82号においては、第53号同様、あくまでも不正の「検討」にとどまり、不正そのものについて意見表明を行うことを要求しているわけではない。したがって、情報監査の域をでていないと解釈できるのであり、第82号は、真の意味で情報監査に特化したといえるのである。

監査人が免責される部分、すなわち経営者の受託状況そのものの監査という実態監査の側面は、取締役会や監査委員会による分担が期待されることになる。経営者は、自らつくりだす内部統制を簡単に乗り越えることができるため、内部統制によって経営者不正の防止や摘発を期待することは、困難である³⁷⁾。そのため、内部統制以外の統制システムが必要とされる。このようなことから、SECは、すでにマッケソン・

35) 虚偽記載がないからといって必ずしも正しく表示されているとは限らず、逆・裏命題は成り立たない。虚偽の不存在のみでは適正性を証明することはできないのである。

36) 同様の例としては、不正の摘発の他、内部統制の評価、統制・経営環境の評価が考えられる。

37) トレッドウェイ委員会の調査によれば、不正な財務報告が発覚してSECに強制捜査を実施された株式公開企業のうち、約半数(45%)には適切な内部統制が備えられていたことがわかっている。いかに有効な内部統制であっても一定の限界が生じることは否めない。

ロビンス会社事件の後、ASR 第19号の中で監査委員会の設置を要求していた。監査委員会は、社外取締役から構成され、監査人との意思疎通の手段として役立ち、かつ経営者と監査上の見解の不一致が生じた場合に経営者より高次の討議を行う機会を与えるものである。1978年にはニューヨーク証券取引所によって同取引所に上場している米国企業に対して監査委員会の設置と維持が求められた。また、翌年、AICPAは監査委員会特別委員会(Special Committee on Audit Committees)が報告書(AICPA[1979])を公表し、監査人の独立性の維持の観点からも、社外取締役から構成される監査委員会の自主的な設置を推奨した³⁸⁾。

経営者の監視には取締役会と監査委員会が大きな役割を果たすことになる。しかし、不正は社外取締役が存在しているというだけでは防止できない。取締役相互の監視強化が要求されるため、執行役員との分業も有効な対策となろう。米国の主要企業においては、最高経営責任者や最高財務責任者などの経営責任者と取締役の分離が定着しつつある。同様に、監査委員会も設置されているだけでは意味がなく、独立性、在任期間の延長など、その有効利用と活性化が望まれる³⁹⁾。不誠実な経営者によって誤導される結果、内部統制等の内部監査機能が無機能化するおそれがあるため、監査委員会には内部監査機能が働いているか否かをチェックするとともに

に、内部監査人がその職責を果たすことができるような環境を整備する役割をも期待されるのである。

第82号における作成責任と監査責任の分離の点では、監査人の不正の考慮に関する責任と指針を明確に規定すると同時に、経営者側の作成責任も明記した⁴⁰⁾。経営者には、会計原則の健全な適用と内部統制の確立と維持に責任がある。従来 SAS では、監査人の責任や限界の規定にとどまり、経営者に対する不正の摘発および防止の責任については何ら記載されてこなかった。わずかに監査報告書(SAS 第58号, 第79号)に関して二重責任の記載がみられるのみである。トレッドウェイ委員会においても経営者の財務報告作成責任について主張されていたが、不正な財務諸表の公表は、財務諸表の作成者がその責務を果たしてこなかったことに第一の原因がある。適正な財務諸表を作成していれば、監査人の側からそのような経営者の責任についての記述を必要とすることはなかったはずである。不正によって歪められた財務諸表を作成し、開示した経営者の責任は強調されてしかるべきであり、責任の所在と分担を大衆に啓蒙する点で、第82号の改訂記載は評価されよう。

以上述べてきた監査人、取締役会、監査委員会、経営者がその分担した責務を果たし、最終的に、株主、投資家、財務諸表利用者、広く大衆一般によって企業が監視されるならば、財務諸表監査制度はより信頼でき、より有効に機能していくものと考えられる。

38) 詳しくはAICPA[1979]を参照されたい。

39) 単に設置しただけでは役に立たない例として、米国における株式公開企業150社に対するアンケート調査の結果を補足しておきたい。150社のうち半数の75社は1980-1991年に不正な財務諸表が発覚している会社であり、残り75社は重大な不正がなかった会社である。各々の構成、在任期間、株式保有状況、監査委員会について調査したところ、社外取締役の構成そのものはどちらも半数強とそれほど大差はない。しかし、社外取締役の独立性をみると、その割合は不正が発覚した企業は28%にまで下がることになる。AICPAの特別報告などでも取締役の独立性が財務諸表不正の減少に有効である点が指摘されているが、まさにその見解を証明したことになる

う。また、在任期間は不正発覚企業のほうが短く、社外取締役の株式保有率が極端に低いことも特徴的である。さらに、監査委員会をみると、不正発覚企業においては、設置自体が4割、さらには年度中一度も会合をもたない監査委員会が、その中の3分の1にのぼっている。結果として、7割強が有効ではなかったことがわかっている。(Beasley[1998], pp.56-58)

40) AICPA, ASB, SAS No.82, par.2, Appendix A, par.2 (Amends Statement on Auditing Standards No.1, AICPA, Professional Standards, Vol.1, AU sec.110).

5. むすびにかえて—要約と今後の展望—

財務諸表監査において、一般に「期待ギャップ」と呼ばれているものは、その詳細を分析すると4種類に分類できる。本稿においては、このうち監査実務および監査のあり方に関する期待ギャップの検討を通じて、監査人の責任の再検討を行っている。その結果、導入初期に見られていた監査実務に関する期待ギャップは縮小したものの、監査のあり方に対する期待ギャップが顕著になったことがわかった。その原因は、社会がもっとも監査に期待した「公の番犬」としての監視機能、すなわち不正の摘発についての考え方の相違にある。利用者、広く社会一般は監査人に不正の摘発を要求したが、監査人はそれを副次的目的として免責されようとしてきた。しかし、度重なる訴訟による賠償負担の増加により、監査人はかかる期待に全面的に対処せざるを得なくなったのである。

不正による虚偽記載の摘発問題は、従来の財務諸表監査の欠陥を明らかにしている。財務諸表の目的は受託責任の顛末報告から意思決定に有用なものへと拡大したが、財務諸表監査はその生成初期から情報監査を行っていた。そして、監査人は情報監査を理由に不正摘発に消極的であった。しかし、期待ギャップの原因を分析すると、それは実態監査を行っていないことにあるのではなく、情報監査のあり方とその実施方法自体に不備があることが判明した。すなわち、情報監査においても重大な不正の摘発は必然であったのである。SAS第82号は、このような欠陥を補うべく、監査人に対して重要な虚偽記載の摘発を要求し、不正の検討の指針を与えたものである。

財務諸表利用者は、実態監査と情報監査の双方を求めている。SAS第82号においては、監査人はこのうちの情報監査に特化し、その代わりに実態監査的側面をその他取締役会や監査委員会が担うよう、その責務の分担を試みている。また、財務諸表と監査報告書に関する責任を分

担するために、経営者の作成責任をより明確化している。

SAS第82号が期待ギャップ解消にいかなる役割を果たしたのかの結論はこれから表面化してくるであろうが、かかる検討は、監査の将来を探ることに直接的につながるものと思われる。また、第82号では情報監査を行っているが、貸借対照表監査が財務諸表監査へと展開したように、将来的に利用者の期待に応じて財務諸表監査そのものが変容する可能性も否定できない。たとえば、1994年のAICPAによる財務報告特別委員会の報告は、「ビジネス・レポーティングの改善」(AICPA[1994])という表題であり、本文を通じて「accounting report」という表現が用いられていない。財務諸表から新たな報告様式への移行がみられるとすれば、監査もまた、同様に変化していくものと考えられる⁴¹⁾。かかる視点は会計学における監査論の位置づけを再考することにもつながるであろう。

本稿では監査側からのアプローチで財務諸表監査の責任分担を検討したが、財務諸表監査の枠組みのもとで生じる期待ギャップは、財務諸表の作成実務や作成のあり方そのものについても生じている。したがって、適正かつ有効な財務諸表監査制度における各自の責任の検討には、監査対象である財務諸表の作成過程、すなわち財務会計の立場からのアプローチでも検討を要するものと考えられる。被監査側からの適正な財務諸表監査の検討は、今後必要な課題である。

謝 辞

本稿作成にあたっては、北海道大学経済学部の吉見宏助教授より御指導を賜りました。また、同学部の早川豊教授、蟹江章助教授からは、日頃より貴重な御助言を頂

41) 最近では、財務諸表のみならず、経営観測分析(MD&A)などを含む「財務報告」そのものについて監査を実施するように変化してきている。顧客指向としてのビジネス・レポートに伴い、アジャランス・サービスへと会計士業務が拡大していることもこのような変化のひとつといえる。

いております。さらに、専修大学商学部の鳥羽至英教授からは、実態監査と情報監査についての基礎からの御指導を賜りました。諸先生に対して、この場を借りて感謝の意を表し、深く御礼申し上げます。

なお、本稿におけるすべての誤りは筆者の責に帰するものであります。

参考文献

- AAA, Committee on Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1966: 飯野利夫訳『アメリカ会計学会 基礎的会計理論』, 国元書房, 1969年。
- AIA, *Verification of Financial Statements*, GPO, 1929.
- —, *Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants*, 1936.
- AICPA, Auditing Standards Board, "Audit Risk and Materiality in Conducting Audit," *Statements on Auditing Standards No.47*, 1984.
- —, "The Auditor's Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities," *Statements on Auditing Standards No.53*, 1988.
- —, "Illegal Acts by Clients," *Statements on Auditing Standards No.54*, 1988.
- —, "Report on Audited Financial Statements," *Statements on Auditing Standards No.79*, 1995.
- —, "Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit," *Statements on Auditing Standards No.82*, 1997.
- AICPA, Auditing Standards Executive Committee, "The Independent Auditor's Responsibility for the Detection of Errors or Irregularities," *Statements on Auditing Standards No.16*, 1977.
- —, "Illegal Acts by Clients," *Statements on Auditing Standards No.17*, 1977.
- AICPA, Public Oversight Board, *In the Public Interest: Issues Confronting the Accounting Profession*, AICPA, 1993.
- AICPA, Special Committee on Audit Committees, *Report of the Special Committee on Audit Committees*, 1979: 鳥羽至英訳『アメリカ公認会計士協会, 内部会計統制特別諮問委員会・ミナハン委員会報告書, 経営者報告書特別委員会・サボイエ委員会報告書, 監査委員会特別委員会・ニアリー委員会報告書, 財務諸表監査と実態監査の融合 結論と勧告』, 白桃書房, 1991年。
- AICPA, Special Committee on Financial Reporting, *Improving Business Reporting - A Customer Focus*, 1994.
- 秋月信二「監査における二つの理論的枠組み - 二重の対立構図 -」, 前田貞芳編『変貌する社会と会計』, 森山書店, 1995年, 77-97頁。
- Albrecht, W.Steve, Edwin A. McDermott and Timothy L. Williams, "Reducing the Cost of Fraud, Fighting Fraud," *Internal Auditing*, Feb.1994, pp.28-34.
- Arthur Andersen & Co., *Objectives of Financial Statements for Business Enterprises*, 1984.
- Bard, Peter, *Accountability: Standards in Financial Reporting*, Haymarket Publishing, 1974.
- Beasley, Mark S., "Board of Directors and Fraud," *The CPA Journal*, Apr.1998, pp.56-58.
- Brooks, Leonard J., *Professional Ethics for Accountants*, West Publishing Company, 1995.
- Carmichael, Douglas R., *The Auditor's Reporting Obligation (Second Edition)*, AICPA, 1978.
- —, "The Auditor's New Guide to Errors, Irregularities and Illegal Acts," *Journal of Accountancy*, Sep.1988, pp.40-48.
- —, "The Annual Audit Tune-up," *The CPA*

- Journal*, Dec.1997, pp.24-29.
- CICA, Commission to Study the Public's Expectations of Audit, *Report of the Commission to Study the Public's Expectations of Audit*, 1988.
 - De Bedts, Ralph F., *The New Deal's SEC The Formative Years*, Columbia University Press, 1964.
 - DeMond, C.W., *Price, Waterhouse & Co. In America - A History of a Public Accounting Firm*, The Comet Press, 1951.
 - Elliot, Robert K. and Peter D. Jacobson, "The Treadway Report - Its Potential Impact," *The CPA Journal*, Nov.1987, pp.20-32.
 - Guy, Dan M. and Jerry D. Sullivan, "The Expectation Gap Auditing Standards," *Journal of Accountancy*, Apr.1988, pp.36-46.
 - Hall, John J., "How to Spot Fraud," *Journal of Accountancy*, Oct.1996, pp.85-88.
 - 八田進二「会計連続通牒第19号」, 鳥羽至英・村山徳五郎責任編集『SEC「会計連続通牒」1 1930-1960年代』, 中央経済社, 1998年, 1-24頁。
 - 井尻雄士「アメリカ会計の変遷と展望」, 『会計』, 第153巻第1号, 1998年, 117-135頁。
 - 今福愛志「会計規制の新展開 - アメリカ下院ディンゲル委員会をめぐって-」, 『産業経理』, 第48巻第3号, 1988年, 40-47頁。
 - 石田三郎「財務諸表監査における不正問題」, 『商学論究』(関西学院大学), 第37巻第1・2・3・4合併号, 1989年, 285-302頁。
 - ———, 「経営者不正と監査責任」, 『会計』, 第151巻第6号, 1997年, 1-13頁。
 - Jaenicke, Henry R., *The Effect of Litigation on Independent Auditors*, The Commission on Auditors' Responsibilities, 1977.
 - 小西一正「内部統制の理論」, 中央経済社, 1996年。
 - Littleton, A.C., *Accounting Evolution to 1900*, American Institute Publishing, 1933: 片野一郎訳『リトルトン会計発達史[増補版]』, 同文館, 1978年。
 - Lochner, Philip R., "Black Days for Accounting Firms," *The Wall Street Journal*, May 22, 1992, p.A10.
 - Mancino, Jane, "The Auditor and Fraud," *Journal of Accountancy*, Apr.1997, pp.32-36.
 - Miller, Stephen H., "Avoiding Lawsuits," *Journal of Accountancy*, Sep.1988, pp.57-65.
 - Messier, Jr., William F., *Auditing - A Systematic Approach*, McGraw Hill, 1997.
 - Root, Steven J., *Beyond COSO Internal Control to Enhance Corporate Governance*, John Wiley & Sons, 1998.
 - SEC, "In the Matter of McKesson Robbins Inc.," *Accounting Series Release No.19*, 1940.
 - The Commission on Auditors' Responsibilities, *Report of Tentative Conclusions*, 1977.
 - ———, *Report, Conclusions, and Responsibilities*, 1978: 鳥羽至英訳『アメリカ公認会計士協会, 監査人の責任委員会, コーエン委員会報告書 財務諸表監査の基本的枠組み』, 白桃書房, 1990年。
 - The National Commission on Fraudulent Financial Reporting, *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*, AICPA, 1987: 鳥羽至英・八田進二共訳『アメリカ公認会計士協会・アメリカ会計学会・財務担当経営者協会・内部監査人協会・全米会計人協会, 不正な財務報告 全米委員会トレッドウェイ委員会 不正な財務報告 結論と勧告』, 白桃書房, 1991年。
 - 鳥羽至英「財務諸表監査における不正の位置づけ」, 『商学研究年報』(専修大学), 第11号, 1986年, 85-108頁。
 - ———「監査の役割と新たな監査の潮流 - コーエン報告書とトレッドウェイ報告書が新監査基準書に及ぼした影響-」, 『JICPA ジャーナル』, 第430号, 1991年, 13-20頁。
 - ———, 「監査の役割と新たな監査の潮流(2) - コーエン報告書とトレッドウェイ報告書が新監査基準書に及ぼした影響-」, 『JICPA ジャーナル』

第431号, 1991年, 13-18頁。

訣別-], 『JICPA ジャーナル』, 第485号, 1995

- ———, 「実態監査理論序説 - 『業務』概念との

年, 46-51頁。